

令和 5 年 8 月 8 日

議 案 参 考 資 料

8 月 随 時 会 議

常 総 市



◎議案第30号 財産の取得について

消防ポンプ自動車は、災害現場での故障や不具合があつてはならず、必要な車両等の更新整備を行い、消防体制の充実強化を図る必要があることから、更新を進めております。

今回、更新を予定する消防ポンプ自動車は、新石下を管轄する常総市消防団第14分団の車両で、導入から22年を経過しており、性能の低下や経年劣化による車両の腐朽が著しく、近年では機器の不具合等による修理が増加していると同時に、一部部品の生産終了等により消防車両としての維持管理が困難な状況であります。

消防ポンプ自動車の調達につきましては、指名競争入札に付し、4者からの応札の結果、小池株式会社が2千5百1万2千5百48円で落札し、令和5年6月22日に仮契約を締結いたしました。

これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に該当しますので、地方自治法第96条第1項8号の規定により議会の議決をお願いするものです。

更新(案)	地区名	分団名	現在の 車両区分	管轄地域	初年度 登録年度
平成29年度 (2)	水海道	第4分団	2tポンプ	横曾根新田町, 笹塚新田町, 大生郷町, 大生郷新田町, 五郎兵衛新田町, 伊左衛門新田町	H29年度
		第6分団	2tポンプ	中妻町, 三坂町	H29年度
令和元年度 (3)	石下	第13分団	2tタンク	本石下	R2年度
		第19分団	2tタンク	篠山, 蔵持, 蔵持新田	R2年度
		第23分団	2tポンプ	崎房, 孫兵ヱ新田, 左平太新田	R元年度
令和2年度 (2)	水海道	第3分団	2tタンク	豊岡町	R2年度
		第10分団	2tタンク	内守谷町	R2年度
令和3年度 (1)	石下	第12分団	2tタンク	原宿, 小保川, 若宮戸	R3年度
令和4年度 (2)	石下	第16分団	2tタンク	館方, 豊田	R4年度
		第18分団	2tタンク	向石下, 杉山	R4年度
令和5年度 (1)	石下	第14分団	4tタンク	新石下(六軒除く)	H12年度
令和6年度 (2)	石下	第17分団	2tタンク	本豊田, 曲田, 六軒	H15年度
		第21分団	2tタンク	古間木, 古間木新田, 古間木沼新田, 鴻野山新田	H15年度
令和7年度 (2)	石下	第20分団	2tタンク	国生, 岡田, 中沼	H16年度
		第22分団	2tタンク	鴻野山, 馬場, 大沢新田, 栗山新田, 馬場新田, 大沢	H16年度
令和8年度 (2)	水海道	第2分団	2tポンプ	水海道川又町, 水海道山田町, 水海道宝町, 水海道湊頭町, 水海道諏訪町	H17年度
		第11分団	2tポンプ	菅生町, 大塚戸町	H17年度
令和9年度 (2)	水海道	第7分団	2tポンプ	沖新田町, 三坂新田町, 川崎町, 上蛇町, 福二町	H19年度
		第8分団	2tポンプ	小山戸町, 中山町, 相野谷町, 新井木町, 兵町, 長助町, 箕輪町, 大崎町, 十花町, 平町, 東町	H18年度
令和10年度 (2)	水海道	第9分団	2tポンプ	坂手町	H20年度
	石下	第15分団	4tタンク	大房, 東野原, 山口, 平内, 収納谷	H14年度
令和11年度 (1)	水海道	第1分団	2tポンプ	水海道高野町, 水海道天満町, 水海道亀岡町, 水海道本町, 水海道元町, 水海道橋本町, 水海道森下町, 水海道栄町	H21年度
令和12年度 (1)	水海道	第5分団	2tポンプ	羽生町, 大輪町, 花島町	H22年度

## 物 品 売 買 仮 契 約 書

- (1) 物 件 名 消防ポンプ自動車更新事業  
(2) 仕 様 仕様書のとおり  
(3) 数 量 仕様書のとおり  
(4) 契約金額 ￥25,012,548－  
(車両価格・消費税・検査登録法定費用等含む)  
うち取引に係る消費税 ￥2,272,638－  
及び地方消費税の額  
(5) 納入期限 令和6年3月31日  
(6) 納入場所 常総市水海道諏訪町  
(7) 契約保証金 免 除

上記の契約事項について 発注者 常総市 と、受注者 小池(株) と  
が次の条項により物品の売買契約を締結する。

第1条 納入物件が頭書の規格及び品質に相違すると認めるとき又は期限内  
に指定の場所にその数量を納入しないときは、発注者は、この契約を解除  
することができる。この場合において、受注者は、損害賠償その他何等異  
議を申し出ることができない。

第2条 この契約解除の場合において一部履行済のものがあるときは、その  
数量に相当する代金を支払うものとする。ただし、発注者の都合により納  
入済の現品を還付することがあっても受注者は、これに対し、異議を申し  
出ることができない。

第3条 受注者の責により納入期限内に頭書の物件を指定の場所に納入しな  
いときは、発注者は受注者から納入期限の翌日から起算してその経過の日  
数に応じ、1日に付き契約金額の1,000分の0.2に相当する金額を  
違約金として徴収する。ただし、部分払をした場合にあっては、残余の契  
約金額を算定基準とする。

第4条 発注者は、受注者が前条の違約金を指定期限内に納付しないときは  
契約金額のうちから差引いても受注者は、これに対し異議を申し出ること  
ができない。

第5条 契約金額は、この契約履行ののち受注者の請求に基づき支払うもの  
とする。

第6条 契約履行後であっても材料若しくは技術上の欠陥又は隠れた<sup>かし</sup>瑕疵等が発見された場合は、受注者は無償でこれを取り替え又は補修するものとする。

第7条 この契約書に定めのない事項については、双方協議して定めることとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を所持する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

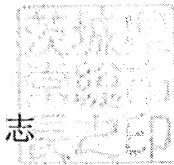
令和5年6月22日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神達岳志



受注者

茨城県古河市幸町1番45号

小池株式会社

代表取締役

小池裕之

◎議案第 3 1 号 附帯控訴の提起について

本案は、本市が訴えを提起した貸金請求事件の第 1 審判決を不服として相手方が控訴したことに対し、「附帯控訴」を提起することとし、附帯控訴が「訴えの提起」に該当することから、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

第 1 審は、住宅資金貸付金に係る主債務者の連帯保証人である相手方に対し、本市が償還未済額及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた貸金請求事件で、水戸地方裁判所下妻支部から令和 5 年 5 月 1 1 日、本市の請求のうち、その一部の支払を認める旨の判決が言い渡されました。

第 1 審被告である相手方は、この判決を不服として令和 5 年 5 月 2 6 日に東京高等裁判所に控訴いたしました。控訴審においては「不利益変更禁止の原則」により第 1 審の本市勝訴部分（本市の主張が認められた部分）の妥当性のみが審理されることとなり、第 1 審の本市敗訴部分（本市の主張が認められなかった部分）は審理されないこととなります。

そのため、本市も民事訴訟法の定める附帯控訴の手続を利用することにより、控訴審において本市敗訴部分の取消しを求めていきたいと考えております。

1 控訴

控訴とは、第 1 審の判決に対する不服申立てをいいます。

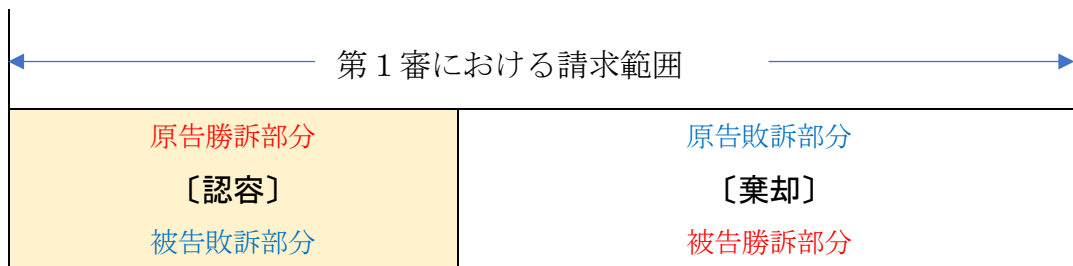
控訴がなされた場合において、控訴審の判断は、第 1 審の判断について不服がある部分についてのみ行われることとなり、控訴審では原則として第 1 審の判決を控訴人（控訴をした者）の不利益に変更することはできないという「不利益変更禁止の原則」がございます。

2 不利益変更禁止の原則

不利益変更禁止の原則といわれるものは、民事訴訟法第 3 0 4 条にその根拠を有するものです。

（第一審判決の取消し及び変更の範囲）

第三百四条 第一審判決の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。



図の〔認容〕の部分は、第 1 審における請求範囲のうち「原告の主張が認められた部分」であり原告勝訴部分となる一方で、「被告の主張は認められなかった部分」であり被告敗訴部分となります。

同様に〔棄却〕の部分は「原告の主張は認められなかった部分」であり、「被告の主張が認められた部分」となります。

第 1 審判決に対して被告が控訴した場合において、控訴審において審理の対象となるのは、控訴人の不服がある部分、すなわち「被告敗訴部分（被告の主張が認められなかった部分）」のみとなります。

### 3 附帯控訴

附帯控訴とは、民事訴訟において第 1 審の判決に対して控訴をしなかった当事者が、相手方の控訴による控訴審において、自己に有利になるよう第 1 審判決の取消し又は変更を求める不服申立てをいいます。ただし、附帯控訴の名のとおり、附帯控訴は、控訴の付従的なものであり、控訴の取下げがあったとき、又は控訴の却下があったときは、その効力を失うものとされており

先の図を参考にすると、第 1 審判決に対して被告が控訴した場合において、控訴審において審理の対象となるのは、控訴人の不服がある部分、すなわち「被告敗訴部分」のみとなりますが、被控訴人（第 1 審原告）が附帯控訴することにより、控訴審において「被告勝訴部分」を含めた第 1 審における請求範囲の全てを審理していただくことが可能となるものです。

○民事訴訟法（抜粋）

平成八年六月二十六日  
法律第九号

（控訴をすることができる判決等）

第二百八十一条 控訴は、地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対してすることができる。ただし、終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

中略

（控訴期間）

第二百八十五条 控訴は、判決書又は第二百五十四条第二項の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならない。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げない。

（控訴提起の方式）

第二百八十六条 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出しなければならない。

- 2 控訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 当事者及び法定代理人
  - 二 第一審判決の表示及びその判決に対して控訴をする旨

中略

（附帯控訴）

第二百九十三条 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。

- 2 附帯控訴は、控訴の取下げがあったとき、又は不適法として控訴の却下があったときは、その効力を失う。ただし、控訴の要件を備えるものは、独立した控訴とみなす。
- 3 附帯控訴については、控訴に関する規定による。ただし、附帯控訴の提起は、附帯控訴状を控訴裁判所に提出してすることができる。

中略

（第一審の訴訟行為の効力等）

第二百九十八条 第一審においてした訴訟行為は、控訴審においてもその効力を有する。

- 2 第六十七条の規定は、第一審において準備的口頭弁論を終了し、又は弁論

準備手続を終結した事件につき控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について、第一百七十八条の規定は、第一審において書面による準備手続を終結した事件につき同条の陳述又は確認がされた場合において控訴審で攻撃又は防御の方法を提出した当事者について準用する。

中略

(第一審判決の取消し及び変更の範囲)

第三百四条 第一審判決の取消し及び変更は、不服申立ての限度においてのみ、これを行うことができる。

(第一審判決が不当な場合の取消し)

第三百五条 控訴裁判所は、第一審判決を不当とするときは、これを取り消さなければならない。

(第一審の判決の手続が違法な場合の取消し)

第三百六条 第一審の判決の手続が法律に違反したときは、控訴裁判所は、第一審判決を取り消さなければならない。

◎議案第 3 2 号 財産の取得について

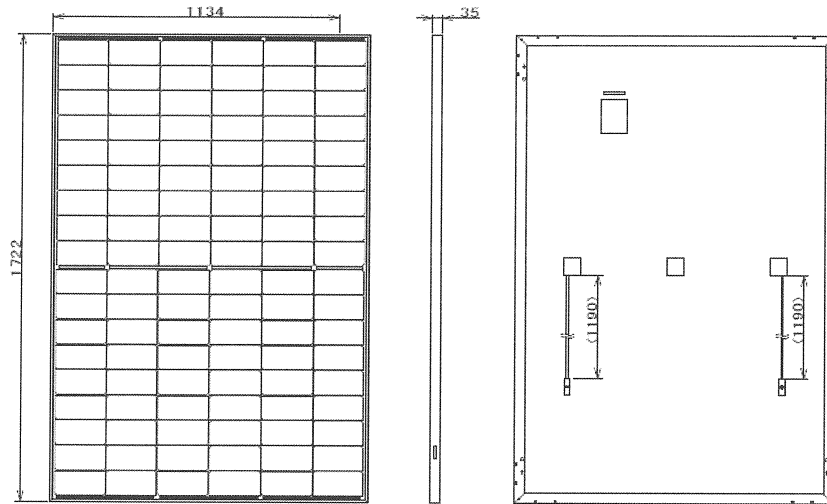
自然災害への対応として、防災拠点における災害時のエネルギー供給の確保が課題となっている中、本年4月28日に開業いたしました道の駅常総に太陽光発電設備を整備することにより、災害時の非常用電源として活用し、道の駅常総が担う防災・拠点機能の強化を図るとともに、ゼロカーボンシティに向けた二酸化炭素の削減を目指すため、「道の駅常総太陽光発電設備設置工事」の一般競争入札を7月27日に実施いたしました。

太陽光発電設備設置工事の入札につきましては、5者の応札があり、満和電気工業株式会社が1億2千9百14万円で落札いたしましたので、令和5年7月27日に同社と仮契約を締結いたしました。

太陽光発電設備設置工事は、道の駅常総に設置する太陽光発電設備機器として、太陽電池モジュール280枚、蓄電池1台、パワーコンティンション8台などを8千89万6千円で調達する内容を含んでおり、これは動産の買入に該当することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものです。

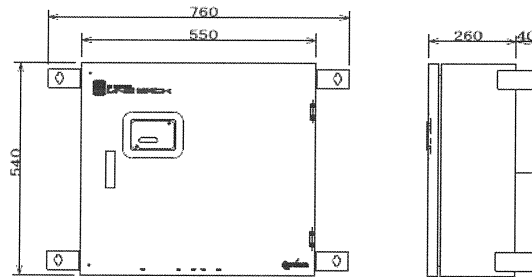


太陽電池モジュール (参考図)



仕 様 : 単結晶シリコン太陽電池  
 最大出力 : 410W  
 質 量 : 21.5kg

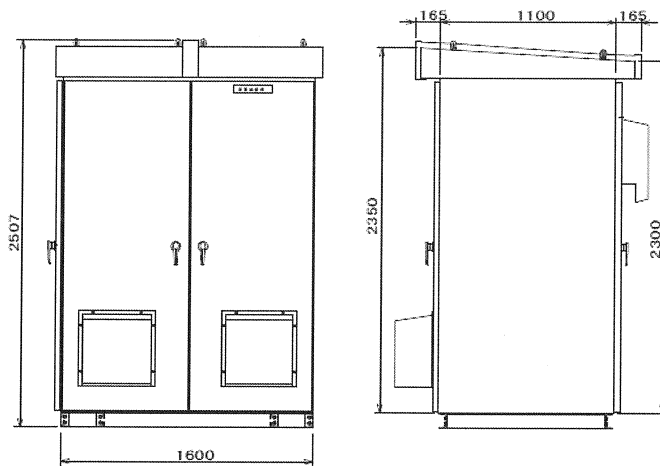
パワーコンディショナ (参考図)



質 量 : 約55.0kg  
 塗 装 色 : 5Y7/1  
 材 質 : ■アルミダイカスト

アンカーボルトは耐震計算を実施し選定すること。

蓄電池 (参考図)



質 量 : 1670kg  
 材 質 : 鋼板

アンカーボルトは耐震計算を実施し選定すること。

# 建設工事請負仮契約書



- 1 工 事 名 道の駅常総太陽光発電設備設置工事
- 2 工 事 場 所 常総市むすびまち1番地
- 3 工 期 議会の議決を得た日の翌日 から  
令和 6年 1月15日 まで ( 日間)
- 4 請負代金額 ￥129,140,000-  
うち取引に係る消費税 ￥11,740,000-  
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 契約金額の1/10以上
- 6 支払条件 前金払：請負代金額の40パーセント以内  
中間前払：請負代金額の20パーセント以内  
部分払：無  
残 額：竣工払

上記の工事について、発注者と受注者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和5年7月27日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長 神 達 岳 志



受注者

茨城県常総市大輪町2275

満和電気工業株式会社

代表取締役

石塚政衛